

(案)

# 事後届け出のあり方について

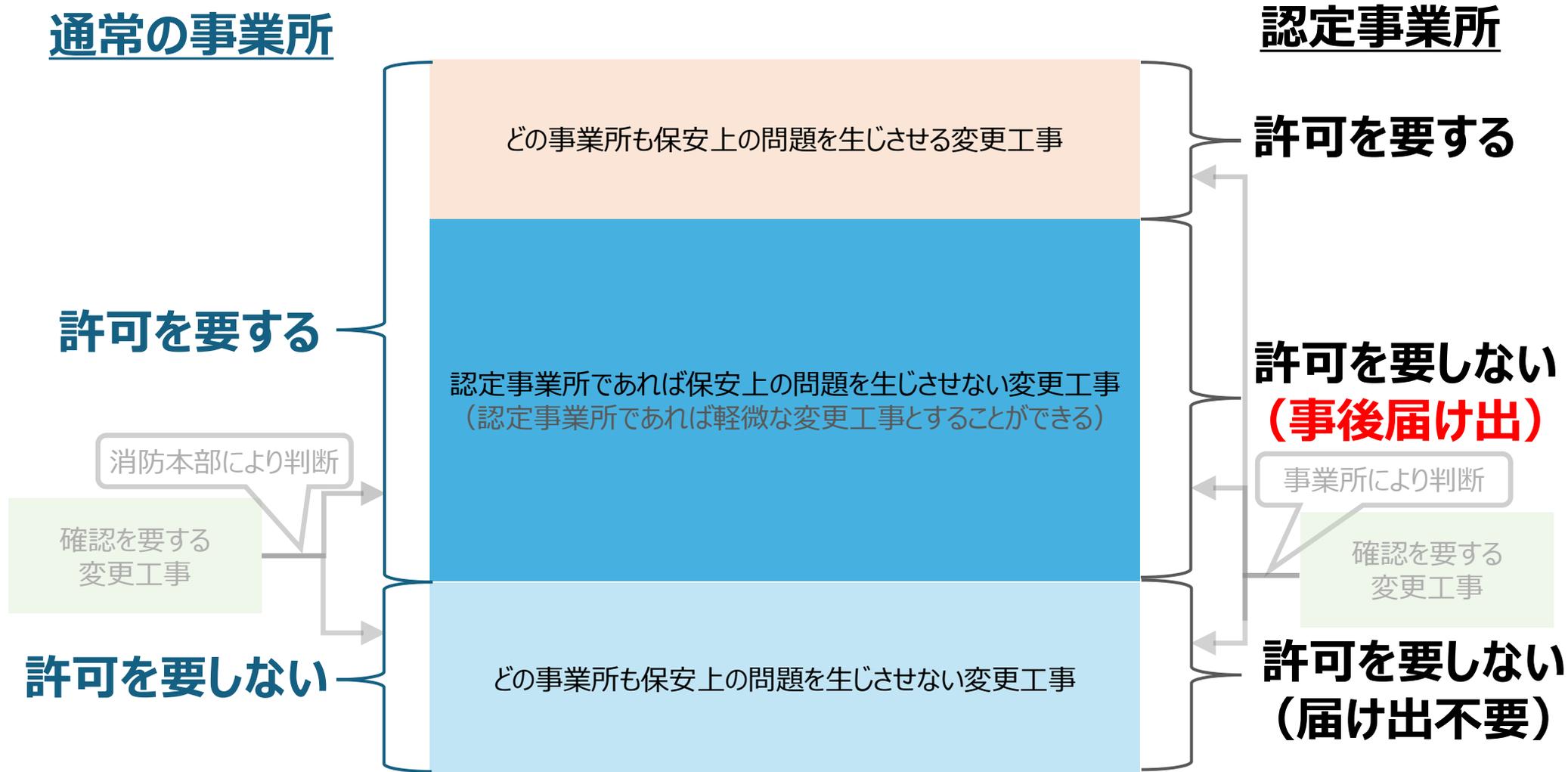
---



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association



# 認定事業所における変更工事の取扱いのイメージ



## ➤ 事後届け出に具備する内容

認定事業所では変更工事に対する各種体制が整っていることを踏まえ、従前の変更許可申請時に提出を求められていたもの（関連する図面や工事計画等）と同様にするのではなく、認定事業所に負担のない必要最小限のものとすることが適切であると考え。具体的には以下のような内容を想定している。

- ・変更工事の対象となる危険物施設の施設区分及び施設名称
- ・対象危険物施設の設置許可番号及び設置許可年月日
- ・工事期間（工事計画から工事完了まで）
- ・工事名称又は工事内容
- ・工事目的

※工事内容が名称から推察できる場合は工事内容の記載は不要。

## ➤ 事後届け出の方法

届け出は、原則として工事完了後、遅滞なく（一か月程度）行うことが適当であると考えられる。

※一定期間内に複数の工事がまとめて完了する場合は、それぞれを別の書類等で届け出るのでなく、次頁にあるように一覧表の形でまとめて届け出ることにより、消防本部、認定事業所双方にとって事務負担軽減等のメリットがあると考えられる。



# 一覧で提出する場合の事後届け出のイメージ（案）

工事番号	施設区分	設置許可番号	設置許可年月日	工事期間 (着工～工事完了)	工事名称又は工事内容 (なるべく簡潔に)	工事目的	備考 (添付書類の有無等)
1	製造所 (Aプラント)	第〇〇号	昭和◎年◎月◎日	R8.1/11~R8.2/4	新設熱交換器設置ステージ及び階段の増設	冗長性、作業環境確保のため	
2				R7.6/10~R8.2/8	新設熱交換器の基礎の設置	冗長性確保のため	
3				R7.6/15~R8.2/12	新設熱交換器の計装機器の設置	冗長性確保のため	
4				R7.5/2~R8.2/21	危険物ポンプの改造（能力アップ）	既存設備経年劣化のため	
5				R7.11/5~R8.2/25	ポンプ改造に伴う配管ルート変更	既存設備経年劣化のため	
6				R8.1/5~R8.2/28	第三種消火設備の増設(泡消火ヘッドの増設(15個))	安全性向上のため (防護区域変更なし)	
7	一般取扱所 (Bプラント)	第〇〇号	平成◎年◎月◎日	R8.1/3~R8.2/7	調節弁の追加設置	作業性向上のため	
8	屋外タンク貯蔵所 (T-2)	第〇〇号	平成◎年◎月◎日	R7.6/2~R8.2/12	流量計の設置及び配管改造	作業性向上のため	
9	製造所 (Cプラント)	第〇〇号	昭和◎年◎月◎日	R7.12/8~R8.2/15	差圧式液面計の設置 (発信器、リミットスイッチ、電磁弁の設置及びケーブル敷設)	既存設備経年劣化のため	
10				R7.8/2~R8.2/20	調節弁ポジショナーを空気式から電気式に変更	既存設備経年劣化のため	
11				R7.12/5~R8.2/22	差圧計を導圧管タイプからキャピラリ式に変更	既存設備経年劣化のため	
12	屋外タンク貯蔵所 (T-3)	第〇〇号	昭和◎年◎月◎日	R7.6/1~R8.2/27	タンク開放補修工事（屋根板補修工事）	経年劣化のため	

※「備考」に例示した添付書類の有無については、認定事業所の任意の判断で添付する例（工事説明の補足資料等）として示したもので、設備図面等の関連書類を必ず添付すべきものではないことに留意。